

西宮市健康相談事業実施要綱

(目的)

第1条 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象は、西宮市民とする。

(実施会場)

第3条 中央・北口・鳴尾・塩瀬・山口保健福祉センター、公民館等で実施する。

(実施方法)

第4条 医師、歯科医師、保健師、栄養士等による健康に関する指導及び助言を行う。
また、必要に応じ身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定等を実施する。

(相談担当及び従事者)

第5条 保健師、栄養士、看護師、医師、歯科医師、事務員等とする。

(相談費用)

第6条 無料とする。

(相談の事後措置)

第7条 相談の結果、事後フォローが必要なものについては保健師・栄養士が行う。
その後、医療機関など関係機関との連携に努めるものとする。

(広報)

第8条 西宮市政ニュース、ホームページ等、各種広報媒体を活用して行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は平成3年4月1日から実施する。

この要綱は平成13年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成15年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成17年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成19年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成22年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成23年4月1日から改正して実施する。